

社会福祉法人筑紫野市社会福祉協議会 令和8年度事業計画

【基本方針】

社会情勢の変化にともない、8050 問題やヤングケアラーをはじめとする、複雑かつ複合的な生活課題が顕在化しています。これらの課題は、従来の制度や支援分野の枠を超えた対応が求められており、地域全体での支えあいと関係機関の連携の重要性がこれまで以上に高まっています。

このような状況を踏まえ、本会では、令和7年4月からスタートした「第三次筑紫野市地域福祉計画・地域福祉活動計画」の基本理念である「みんながつながり、支えあい だれもが安心して暮らせる共生のまちづくり」を目標に掲げ、地域、住民、行政及び各種団体と協働して地域福祉を推進していくことで、「地域共生社会」の実現に取り組みます。

また、社会福祉協議会は、地域福祉活動を推進する中核的な福祉団体であり、その役割を継続的に果たしていくためには、安定した法人運営と持続可能な経営基盤の確立が不可欠となります。令和8年度は、法人全体の経営安定化に取り組みながら、次の重点目標に基づき事業を実施します。

【重点目標】…※相互連携を図りながら取り組みます。

- | | |
|-------------------------------|------------------------|
| 1. 法人運営の基盤強化 | [総務課:総務担当] |
| 2. 介護保険事業の再編と効率的な運営 | [総務課:介護保険担当] |
| 3. サービスの質の向上と安定した事業運営(さるびあ学園) | [総務課:施設担当] |
| 4. 地域に根差した地域福祉活動の推進 | [地域福祉課:地域福祉担当] |
| 5. 権利擁護支援の推進・充実 | [地域福祉課:暮らしのサポートセンター担当] |

① 総務課（総務担当）

【重点目標】 1. 法人運営の基盤強化

少子高齢化の進行及び地域課題の複雑化に伴い、社会福祉協議会に求められる役割は、年々多様化・高度化している一方、財政基盤の脆弱化、人材確保の困難さ等、法人運営を取り巻く課題も顕在化しています。

社会福祉協議会が地域住民から信頼され、安定的かつ継続的に福祉サービスを提供していくには、法人全体の経営状況を把握・検証し、持続可能な運営体制の構築に取り組みます。

【★重点事業】

- ・「財政改善計画」を策定し、中長期的な財政見通しを踏まえて、適切な予算編成及び財務管理を行います。
- ・事務事業評価を導入し、PDCA サイクルに基づき業務改善を図ります。
- ・ホームページ等による広報啓発活動の充実を図り、社協活動に対する市民の理解促進を図ります。

【事業実施計画】

■法人運営関連事業

1. 法人運営事業

(1) 理事会の開催

法人運営の基本方針や事業計画、予算等について審議を行い、適正かつ円滑な事業運営を推進する。また、地域福祉を取り巻く課題を共有し、各事業の進捗管理及び改善に努める。

(2) 評議員選任解任委員会の開催

評議員の選任及び解任について公正かつ適正な手続きをもって審議を行い、法人運営の透明性と信頼性の確保を図る。

(3) 評議員会の開催

法人運営に関する重要事項について審議を行うとともに、地域住民の意見を事業運営に反映させ、開かれた法人運営に努める。

(4) 専門委員会の開催

各分野における専門的な課題や施策について協議・検討を行い、事業内容の充実とサービスの質の向上を図る。

(5)定例監査の開催

年2回、監事(2名)による会計等の監査を実施し、法人の適切な運営に努める。

2. 財政改善計画の策定 ※新規事業

「財政改善計画」を策定し、中長期的な財政見通しを踏まえて、適切な予算編成及び財務管理を行い、法人全体の経営安定化に取り組む。

3. 事務事業評価の導入 ※新規事業

各事業について、PLAN(計画)－DO(実施)－CHECK(評価)－ACTION(調整・改善)という循環サイクルを確立し、事業目的・目標を明確にしながら、住民の視点に立って必要性、有効性、効率性等を評価し、結果を業務改善につなげる仕組みづくりを行う。

■会員・寄付金関係

1. 会員加入の推進

住民相互の支え合い制度である会員会費制度に、ひとりでも多くの市民に参加していただくため、コミュニティ運営協議会及び自治会での会合や広報誌・ホームページを活用し、会員加入促進を図る。併せて会費を財源とした福祉事業の啓発を行う。

2. 寄付金募集

一般寄付及び特別寄付(香典返し)等の寄付金募集について、広報誌・ホームページ等にて市民への啓発に努め、寄付者の意向に応じた福祉事業への活用を行う。

■地域住民全般を対象とする福祉事業

1. 福祉バスの運行

市内の福祉団体に対し、福祉バスの貸し出しを行う。また、安心して利用いただけるよう適正な運行、整備管理を徹底する。

2. 福祉車両貸出事業

日常的に車椅子を使用している高齢者・障がい者の方の通院等の外出を支援するため、車椅子のまま乗車できる福祉車両(軽自動車)の無料貸し出しを行う。

3. 老人福祉センターの運営(市受託事業)

高齢者の健康増進や生きがいづくりの促進を図ることを目的に運営を行う。また、安全で安心して利用できるよう来場者へのサービス向上に努めるとともに、施設の維持管理・感染症予防を徹底する。

4. 社会福祉大会の開催

地域福祉の推進に尽力されている個人・団体の功績をたたえとともに、講演会の実施を通じて市民の福祉への理解と関心を高めることを目的に社会福祉大会を開催する。

■広報活動の充実

1. 機関誌の発行

社協の取り組みや地域で行われているさまざまな福祉活動について、市民に広く周知することを目的に年4回「福祉だより」を発行する。福祉活動への理解と関心を高め、市民の主体的な参加を促進するとともに、誰もが読みやすく親しみやすい紙面づくりに努める。

2. ホームページ等による福祉情報の提供

社協事業をはじめとする、地域福祉に関する各種情報を迅速かつ分かりやすく発信し、市民が必要な情報を円滑に入手できる環境づくりを進める。あわせて、情報内容の充実と更新を行い、開かれた社協運営の推進を図る。

3. 広報活動の充実

地域イベントや各種行事等の機会を活用し、会員会費を財源とした社協事業や共同募金を活用した取り組みについて積極的な広報活動を行う。幅広い世代への理解促進を図るとともに、地域福祉活動への参加意識の向上につなげる。

■BCP(業務継続計画)の推進

災害や感染症の発生等、緊急時においても必要な福祉サービスを継続的に提供できるよう、業務継続計画に基づいた体制整備を進める。あわせて、職員への周知や研修、訓練を実施し、計画の実効性向上と危機対応力の強化を図る。

■共同募金運動の推進

共同募金は、地域の福祉ニーズのために使われるということをあらゆる機会を通じ周知を行う。併せて、共同募金会をはじめとする関係機関と連携し、募金運動を行う。

また、市民の共同募金運動への理解を一層深めるため、適正な配分に努める。

■実習生の受け入れ

将来の福祉人材育成を目的として実習生の受け入れを行い、地域福祉の現場体験を通じて社会福祉への理解促進と学習機会の提供に努める。

② 総務課(介護保険担当)

【重点目標】 2. 介護保険事業の再編と効率的な運営

介護保険事業は厳しい赤字経営が続いており、経営改善が喫緊の課題です。居宅介護支援事業は、今年度末の廃止に向けて、計画的に業務整理を行います。また、地域の実情を踏まえ、訪問介護事業は、人材の確保・定着及び業務改善に取り組みながら、事業継続を目指します。

【★重点事業】

- ・居宅介護支援事業の廃止に向けて、利用者等へ丁寧な対応に努め、適切に他事業所への移管を行います。
- ・訪問介護事業の人材確保については、ホームページや福祉だより等を活用し取り組みます。
- ・ヘルパー業務稼働率の向上及び業務効率化等に取り組みます。
- ・研修等により職員の専門性を高め、質の高いサービスを提供します。

【事業実施計画】

■ 介護保険等事業

1. 居宅介護支援事業

令和 8 年度での事業廃止に向けて、サービスが止まることなく提供されるよう、利用者、サービス事業所等への説明、他事業所への移管を計画的に行っていく。

2. 訪問介護・障がい福祉サービス事業(訪問介護・居宅介護・同行援護)

- ・利用者が、その人らしい生活を送ることができるよう、プランに基づき、ヘルパーが訪問し身体介護や、生活援助、移動の援助等を行う。
- ・定期的に研修や勉強会を行い、職員の専門性を高め、質の高いサービスを提供することで、介護の価値を高め、人材の定着を図る。
- ・社協ホームページや福祉だより等を活用し、介護の仕事の紹介や求人募集を行い、雇用の促進を図り、人材確保に努め、安定的にサービスを提供し、収支の改善を目指す。

3. コミュニティヘルパー派遣事業

介護保険や障害福祉サービスでは対応できないサービスを、利用者のニーズに応じて安定的に提供できる体制を作る。

③ 総務課(施設担当)

【重点目標】 3. サービスの質の向上と安定した事業運営(さるびあ学園)

日常生活において介護等が必要な利用者の個性を尊重し、家族や関係機関等との連携強化を図りながら、安全で質の高いサービスを提供します。また、新規利用者の獲得をはじめ、1日の平均利用者数を増やし安定した事業運営を目指します。

[★重点事業]

- ・選ばれる施設を目指し、福祉だよりやホームページ等を活用しながら啓発に努めます。
- ・計画相談支援事業所等へ施設パンフレットを配布し、利用者獲得にむけて取り組みます。
- ・ケース会議等による情報共有や職員研修を充実させて、質の高いサービスを提供します。

【事業実施計画】

■ 「さるびあ学園」の運営

1. 生活介護事業(市指定管理事業)

常時介護等を必要とする障がいがある方に、通所により食事及び排泄などの介護を行うとともに、創作的活動の機会を提供する。利用者の人権・意思を尊重し、一人ひとりの能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように個別支援計画に基づき質の高いサービスを提供し支援を行う。

また、季節行事やお楽しみ食事会等の行事にも取り組み、利用者の経験の幅が広がるような活動の充実を図る。

2. 地域生活支援事業(日中一時支援事業ほほえみクラブ:市指定管理事業)

夏休み等長期休み期間中、障がいのある小学1年生から高校3年生までを対象に、休み期間中の生活の安定を図り、自立や社会参加のための力を養う。

また、卒業後に生活介護事業への利用につながるよう、利用者及びその家族に対して施設説明を行う。

* 実施期間:夏休み・冬休み・春休み期間

④ 地域福祉課(地域福祉担当)

【重点目標】 4. 地域に根差した地域福祉活動の推進

「第三次筑紫野市地域福祉計画・地域福祉活動計画」の基本理念・基本目標を十分に踏まえ、地域住民や関係団体、行政機関等との連携・協働を通じて、地域の実情や多様な福祉ニーズに即した地域福祉活動の推進に取り組みます。また、令和8年度に事業開始となる重層的支援体制整備事業については、市と協働して実施します。

【★重点事業】

- ・地域住民の身近な交流の場である「ふれあいいきいきサロン」への運営支援を充実します。
- ・地域コミュニティや自治会等における福祉課題の把握に向けたアウトリーチを推進します。
- ・ボランティア講座の開催、学校・地域での福祉教育の実践等を推進するとともに、ボランティアセンター機能の充実に取り組みます。
- ・災害発生時にボランティア活動の拠点となる災害ボランティアセンターの設置・運営訓練を実施し、平時からの備えと体制強化を図ります。
- ・重層的支援体制整備事業に市と協働して取り組みます。

【事業実施計画】

■ 地域福祉活動の推進

1. 第三次筑紫野市地域福祉計画・地域福祉活動計画の推進

第七次筑紫野市総合計画や福祉関連個別計画との整合性を図り、市と連携を図り「みんながつながり、支えあい だれもが安心して暮らせる共生のまちづくり」を目指し、第三次筑紫野市地域福祉計画・地域福祉活動計画を推進していく。

2. 福祉委員制度の推進

だれもが安心して暮らせる地域の実現を目指し、地域住民や区長、自治会長、民生委員・児童委員と協力し、地域福祉活動に取り組むボランティアである「福祉委員」の設置を推進する。

また、資質向上や情報共有を目的とした研修会を開催し、福祉委員が地域で、福祉活動に取り組みやすい環境を整備する。さらに、4月より新たな任期の開始となるため、新任福祉委員へのフォローをきめ細やかに行っていく。

(1)福祉委員研修会の開催

(2)福祉委員設置行政区(自治会)への小地域福祉活動推進費の交付

3. ふれあいいきいきサロン活動の支援及び充実

生きがいつくり・仲間づくりなど、住民同士の自発的な支えあい活動である「ふれあいいきいきサロン活動」がより充実するよう支援する。

また、サロンや地域の課題を把握すべく、サロン世話人との情報共有の場である「お茶べり会」の開催を継続的に行う。

さらに、サロン活動の情報交換や活動に役立つ情報提供ができることを目的としたサロン連絡会を開催する。

- (1)ふれあいいきいきサロンへの活動助成
- (2)ふれあいいきいきサロン連絡会の開催
- (3)サロン企画委員会の開催(高齢者サロン)
- (4)お茶べり会の開催

4. 筑紫野市民生委員・児童委員連合会への協力・支援(市補助事業)

民生委員・児童委員及び主任児童委員が地域福祉の担い手として十分に実践活動を行うことができるよう、研修会等の開催を支援する。

- (1)理事会の開催支援
- (2)全体会(全員協議会)の開催支援
- (3)専門部会研修及び広報委員会会議の開催支援
- (4)各地区民生委員児童委員協議会役員会・定例会や研修会の開催協力

5. 生活支援体制整備事業の推進(市受託事業)

高齢者等が住み慣れた地域で安心して在宅生活を継続できるよう、生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築するとともに、地域の生活支援活動に関わる団体の情報共有と連携を促進し、支え合いのある地域づくりを推進する。

- (1)地域コミュニティや自治会等における情報交換や課題解決に向けた協議の場づくり支援
- (2)住民主体の介護予防・生活支援サービス立上げ支援
- (3)社会資源等の発掘や動向把握及び情報啓発
- (4)支え合い意識の醸成に向けた住民や関係機関との学習会等の開催及び参加
- (5)つくしネット筑紫野(第1層協議体)運営支援
- (6)地域ケア個別会議(介護予防型)への参加
- (7)コミュニティ運営協議会健康福祉部等の会議参加

6. 重層的支援体制整備事業の推進(市受託事業) ※新規事業

高齢・障がい・子ども・生活困窮等の分野を横断した包括的な支援体制を整備するため、筑紫野市関係課と連携を図りながら、「参加支援事業」、「地域づくり事業」、「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」を進めていく。

- (1) 重層的支援会議(ちくしの輪会議)等の関係会議への参加
- (2) 支援対象者が社会とつながるために必要な社会資源の把握及び整理
- (3) 支援が必要な人の早期発見と適切な支援につなげるための、地域や関係機関との連携強化

7. 地域福祉を支える担い手づくりの推進

地域における福祉を支える担い手不足が課題となっているなか、地域住民への参加の機会拡充に向けた、担い手づくりの講座を開催し、興味を持ち活躍する多様な人材の育成を図る。

また、受講者(地域福祉サポーター)の活動の場を広げる。

- (1) 地域福祉サポーター養成講座の開催
- (2) 地域福祉サポーター養成講座受講者へのフォローアップ
- (3) ささえあう・つながる講演会の開催

8. 在宅介護者交流会の開催

筑紫野市介護を考える家族の会と協働で介護者同士の交流や講演、情報交換を目的とした「介護者のつどい」の開催支援を行う。

9. 関係機関との連携強化

地域の福祉課題解決に向け、行政や社会福祉法人等の福祉事業所、福祉団体や企業等との連携強化を図る。

10. レクリエーション道具・行事用機器貸出事業

地域福祉活動の活性化を図ることを目的に、ふれあいいいききサロンや地域に開かれた交流会等にレクリエーション道具や行事用機器(ポップコーン機・綿菓子機)の貸出を行う。

11. 社協カフェの開催 ※新規事業

全世代だれでも気軽に参加でき、参加者同士の交流や地域とつながるきっかけとなる身近な居場所づくりとして、「社協カフェ」を試験的に実施していく。

12. 地域食堂(こども食堂)への運営支援 ※新規事業

市内の地域食堂(こども食堂)の活動を支えるため、助成金や食材寄付など、運営に役立つ情報の提供を行うとともに、地域食堂運営団体や市こども政策課との連携を深める。

■ ボランティア活動の支援及び福祉教育・ボランティア育成の推進

1. ボランティアセンター機能充実

ボランティアセンター機能の充実を図るため、生涯学習ボランティアバンクや関係機関・団体等との連携強化に引き続き取り組む。

また、身近なボランティア活動の相談窓口として、情報発信やコーディネート機能の強化、新たなる人材の育成・発掘のための講座等を開催する。

さらに、ボランティアニーズの把握とともにSNS等を活用した情報の発信や共有等により、ボランティア団体や個人ボランティアがより活動しやすい環境整備にも取り組む。

2. ボランティア活動保険加入(助成)事業

ボランティア活動を行う方々が安心して活動に取り組むことができるよう、ボランティア活動保険の周知をするとともに、加入手続きの際は、適切な説明を行い、併せて事故防止の注意喚起を図る。また、事故等が起きた際には必要な事務手続きを随時行う。

3. 福祉ボランティア団体助成事業(活動への支援及び情報提供)

共同募金配分金を活用し、福祉ボランティア団体への活動費の助成を行う。

また、登録ボランティアへの活動支援や情報提供により、ボランティア活動が展開しやすい環境の整備を行う。

4. 分野別入門ボランティア講座

福祉ボランティア連絡協議会の各団体の会員加入促進と各団体活動の周知・啓発を目的に様々な分野での福祉ボランティア養成講座を行う。

また、5年後10年後を見据えたボランティアの育成として、小中学生を対象としたボランティア育成事業を検討する。

(1) 分野別入門ボランティア講座

(2) 小中学生を対象としたボランティア育成講座の検討・実施

5. 福祉教育・ボランティア学習の推進

一人ひとりの“共に生きる力”を育むため、市や学校・福祉ボランティア連絡協議会と目的を共有し、協力を得ながら、学校や地域等に於いて地域共生社会の実現に向けた福祉意識の醸成を図る。

また、自治会や企業でも福祉教育に取り組んでもらえるよう、出前講座（高齢者体験等）や備品貸出について啓発していく。

- (1) 市内小学校における福祉教育（体験・講話）の実施
- (2) 自治会や企業における福祉教育の実施
- (3) 福祉教育備品（高齢者疑似体験セット等）の貸出

6. 災害ボランティアセンター設置運営訓練の実施

県社協、市及び関係機関と連携し、災害ボランティアセンターの設置・運営訓練を実施する。

- (1) 筑紫地区5市社協共同による災害ボランティアセンター設置訓練の実施

■ 障がい者福祉事業の推進

1. 手話奉仕員養成講座（市受託事業）

手話の学習を通じて、聴覚障がい者や手話に対する理解を深め、聴覚障がい者の社会参加への協力の輪を広げることを目的に手話奉仕員養成講座を開催する。

2. 障がい児・者への活動支援

共同募金配分金を活用した、障がい児・者の社会参加の支援を行う。

また、ボランティア団体である「ちくしの福祉村」が主催する福祉講座の開催協力を行う。

■ 子ども・子育て支援活動の推進

1. 子育て支援活動の推進

地域ぐるみで、子どもを安心して健やかに育てられる環境づくりに努めるとともに、市及び関係団体、子育てサークル等との連携強化に取り組む。

また、コロナ禍以降休止していた、子育てについての情報交換や仲間づくりの場である「ふれんずひろば」を再開する。

- (1) ふれんずひろばの開催

2. 不登校支援事業

不登校等の不安や悩みを抱える保護者に寄り添い、わが子とよりよい関係を再構築できるように支援するサポーターの養成講座等を開催する。また、サポーターが立ち上げた「ちくしの不登校支援ネット」への活動協力を行う。

- (1) 不登校に悩む保護者支援サポーター養成講座の開催
- (2) 不登校講演会の開催
- (3) 「ちくしの不登校支援ネット」への活動協力

■ 在宅福祉事業

1. 「食」の自立支援事業(市受託事業)

市が決定した、自立した食生活を営むことが困難で、地域での見守りを必要とする高齢者または障がい者を対象に、栄養バランスのとれた夕食の配達と安否確認を行う。

また、市関係課や地域包括支援センター、福祉事業所、民生委員等との連携を図り、見守り支援体制づくりを推進する。

2. 福祉機器貸出事業

介護者の身体的負担の軽減や、高齢者・障がい者が可能な限り自立した生活が送れるよう、福祉機器(車いす、ポータブルトイレ等)の貸し出しを行う。

⑤ 地域福祉課(暮らしのサポートセンター担当)

【重点目標】 5. 権利擁護支援の推進・充実

「第二次筑紫野市成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、成年後見制度等の利用促進を図り、認知症高齢者や障がいのある人の尊厳ある暮らしの実現と意思決定支援に努めます。また、権利擁護支援の推進に向けて、市や関係機関との連携強化を図りながら、中核機関としての役割を果たします。

【★重点事業】

- ・成年後見事業、日常生活自立支援事業、暮らしのサポート事業の更なる充実に努めます。
- ・各事業を円滑に推進するため、職員の資質向上に努めます。
- ・ホームページやパンフレット等を活用し、権利擁護事業の啓発を行います。
- ・中核機関としての役割を担えるよう、市と連携しながら体制づくりを進めます。

【事業実施計画】

■ 権利擁護事業の推進

1. 福祉サービス利用援助事業

認知症や知的障がい・精神障がい等により判断能力が不十分なため、日常生活に不安のある方を対象に、日常生活自立支援事業および暮らしのサポート事業を実施する。これらの事業においては、日常的な金銭管理や手続き代行等を行い、安心して地域での生活が継続できるよう支援を行う。

また、権利擁護支援を適切に実施するため、職員の資質向上に努める。

- (1) 日常生活自立支援事業(県社協受託事業)・・・生活保護受給者対象
- (2) 暮らしのサポート事業(独自事業)・・・身体障がい・難病疾患の方も対象

2. 成年後見事業

安心して地域で生活が継続できるよう支援を行うため、認知症や知的障がい・精神障がい等により判断能力が十分でない方を対象に、本人の意思を尊重した意思決定支援に努めながら、法人が成年後見人等となる法定後見事業を実施する。併せて、判断能力があるうちに将来に備え、本人の意向に基づく任意後見事業を実施する。

- (1) 法定後見事業
- (2) 任意後見事業

3. 地域連携ネットワークの推進

権利擁護支援における地域連携ネットワークの推進に向け、市や関係機関と連携を図り、成年後見制度の利用促進や啓発、相談対応など、中核機関としての役割を果たし、権利擁護支援の充実を目指す。

(1) 中核機関

(2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに関する協議への参加

■ 生活困窮者支援の推進

1. 生活福祉資金貸付事業(県社協受託事業)

低所得世帯や高齢者、障がい者世帯等に対し、県社協、市および民生委員・児童委員等と連携しながら、資金の貸付および必要な相談支援に取り組み、経済的自立の支援を行う。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により生活福祉資金特例貸付を利用した世帯に対し、償還が開始した後も継続的な相談等によるフォローアップを行い、生活再建に向けた支援を行う。

(1) 生活福祉資金貸付事業(県社協受託事業)

(2) 特例貸付フォローアップ支援

2. ふくおかライフレスキュー事業

生活困窮や孤独・DV等の様々な地域課題に対し、社会福祉法人等が連携し相談・支援を行うことを目的とする。県社協や市及び関係機関と連携し、広域的な相談窓口機能の強化を図るとともに、現物支給等の緊急的な対応を行いながら、自立に向けた支援を行う。